



消費生活情報紙 すはいいす

令和3年1月
(2021年)

第129号

表紙 | 「おためし」などと強調されたインターネット広告にご注意！

2,3頁 | 「おためし」じゃないの？定期購入トラブルの相談が急増中！

4頁 | 特定商取引法上の表記について

▶「おためし」などと強調されたインターネット広告にご注意！◀

■ インターネット広告のトップページ

やせるを応援!!
美力アップ
1日3粒(目安)で
アミノ酸100mg!
愛用者満足度
99%

**3週間で
15kg減!**
おとくコース
おためし価格
1袋通常価格
7,980円(税込)
↓
初めの方限定
500円(税込)

初めの方にも安心
20日間返金保証 全国どこでも
送料無料で

**先着100組
限定価格!** **今すぐ
購入**

20日間返金保証がついているので初めの方にも安心です。／おとくコースは毎月、自動で届く定期コースです。／おとくコースは4回以上の継続がお約束条件になります。／解約や休止は4回分を受け取ってから可能となります。／2回目以降は40% offの1袋4,788円でお届けし、総額14,864円になります。

返金保証って書いてあるから、とりあえず買ってみようかな

先着100組だから急がないと...

小さくて読みづらいし読まなくていいか...

「おためし」って書いてあるから1回でやめられるよね

500円ならいいか...

このまま注文して本当に大丈夫...?

インターネット通販の注意点を確認しよう!

「おためし」
じゃないの？」



定期購入トラブル の相談が急増中!

サプリメントや化粧品などのインターネット通販の苦情がたくさん寄せられています。

事例 1

スマートフォンでネットニュースを見ていたら、ダイエットサプリメントのバナー広告が出た。効果がありそうで、初回500円と安かったので注文するとすぐに1袋が届いた。10日後には、さらに2か月分10袋が届き、続いて15,000円の請求書も送られてきた。販売サイトを確認すると、4回の定期購入コースと書かれているが、文字が小さくて注文時には気付かなかった。



事例 2

スマートフォンで化粧品の広告を見つけた。「いつでもやめられる」と書かれていたので注文して使ってみたが、肌に合わなかった。再注文はしないと考えていたところに、2回目が届いた。販売サイトを確認すると、契約期間のしぼりはないが、次回発送の14日前までに、電話で解約の連絡が必要とのことだった。3回目以降を解約するため電話をしたが、何回かけても通話中でつながらず解約できない。



アドバイス

1 …… 通信販売にクーリング・オフは適用されません!

クーリング・オフは、一度契約した場合でも、その契約について再考できるようにし、一定の期間内であれば、無条件で契約の解除ができる制度ですが、すべての契約に適用されるものではありません。



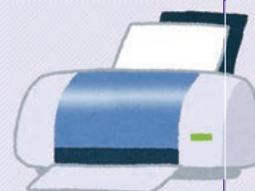
2 …… 注文前に条件を確認!

通信販売では広告に「特定商取引法」で定められた項目を記載することになっています。サイト画面の一番下に「**特定商取引法上の表記**」と記載されていることが多いので、必ず確認しましょう。(詳しくは4ページ目へ)



3 …… 申込画面の保存・印刷を!

購入申込画面や広告画面を**保存・印刷**することで、思っていたものと違う商品が届いたときなどのトラブル解決に役立つケースがあります。サイト内の表示は変更されることがあるため、購入時の画面を保存する習慣を身につけましょう。



4 …… 注文後の注文確認メールを保管しましょう。

インターネット通販では、注文確認メールをもって契約の成立となります。注文確認メールが届いたら内容をよく読み、削除せず保管しましょう。



新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛で、インターネット通販を利用する人が増えています。購入前に本当に必要なものかをよく考え、注文する際には、公式サイト契約内容や返品・解約条件を確認してから申し込みましょう。

特定商取引法上の表記について

インターネット広告の ラストページ



表記の例

事業者の住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇
氏名又は名称	株式会社 ××××
電話番号	TEL : △△△-△△△-△△△△
メールアドレス	E-mail : ☆☆☆@.jp
返品・交換について	定期コースについては返品・交換できません。
定期購入のキャンセルについて	注文確定後のキャンセルはできません。
返金保証について	<ul style="list-style-type: none"> ●事前にご連絡が必要です。 ●商品と同梱された書類一式の返送が必要です。 ●送料はお客様負担です。
ご注意	コンビニ払いの場合 手数料：◇◇◇円

特定商取引法上の表記は、サイト画面を一番下までスクロールした先に記載されていることが多いです。大切な条件ですので、注文前に必ず確認しましょう。

相模原市消費生活LINEマガジン・ メールマガジンを配信中！

気を付けてほしい
悪質商法や製品事故
などをお届けします！

LINEマガジンの登録方法

- ① 右記QRコードを読み取り、アカウントを登録
- ② トーク画面の「受信設定」から受信する内容を選択
- ③ 「防犯」のうち「契約トラブル・悪質商法(消費生活情報)」にチェックを入れて登録

「相模原市
LINE公式アカウント」
QRコード



メールマガジンの登録方法

- ① 右記QRコードから読み込んだアドレスへ空メールを送信
- ② 届いた本登録用のメールから登録フォームにアクセス
- ③ 必要事項(年代・性別・お住まいの地域を選択)を入力
- ④ 登録ボタンを押す



「消費生活
メールマガジン」
QRコード

消費生活
相談窓口
のご案内

消費生活総合センター

☎ 042-776-2511

中央区相模原 1-1-3 シティ・プラザさがみはら内(JR相模原駅 セレオ相模原4階)

相談日時：毎日(年末年始を除く) 午前9時～午後4時

※第2・第4金曜日は午後6時まで
※土・日・祝日は正午～午後1時はつながりません

お知らせ 消費生活総合センターは、令和3年4月1日(木)よりJR橋本駅北口にあるイオン橋本店6階に移転します

発行 ● 相模原市消費生活総合センター 電話 ● 042-776-2598 FAX ● 042-776-2814